

# 村営住宅 入居者募集のご案内

令和 6年 9月  
御 杖 村

## 1. 募集住宅の概要について

所在地 団地名	住宅の構造等	建年	戸数	住宅の 間取り等	家賃(月額)	敷金
御杖村大字菅野 3121番地 際土良団地9-1 号棟	木造瓦葺き 二階建て 床面積:78.6㎡	H9	1	3DK 和室(3室)	所得による (下表参照)	家賃の 3ヶ月分

## 2. 家賃について

家賃は下表のとおり収入区分①～⑦に応じて7段階となります。

収入区分	基準月収額(円)	家賃(円)
①	0 ~ 104,000	18,000
②	104,001 ~ 123,000	20,800
③	123,001 ~ 139,000	23,700
④	139,001 ~ 158,000	26,800
⑤	158,001 ~ 186,000	30,600
⑥	186,001 ~ 214,000	35,300
⑦	214,001 ~ 259,000	41,300

## 3. 申し込む前に必ずお読み下さい。

- (1) 入居申込書の記載内容を確認するため現住所・勤務先を訪問し、調査する場合があります。
- (2) 入居申込書及び添付書類の事項が事実と相違するときは、入居許可はできません。
- (3) 入居後1ヶ月以内に御杖村に住所の移転手続き(転入)を行って下さい。
- (4) 村営住宅では、犬・猫等の動物は飼えません。
- (5) 屋上等に無線のアンテナの設置はできません。
- (6) 模様替え・増改築等、住宅に影響を及ぼす工事をする場合は、事前に村へ届け出を行い承認を得なければなりません。
- (7) 家賃とは別に共益費が必要です。
- (8) 車庫に入らない自動車については、指定された場所に駐車して下さい。
- (9) 浄化槽は、村が清掃業者と契約し、定期的に点検に入らせていただきます。(プロアアの電気代については、入居者の負担になります。)
- (10) 入居条件として、常会(自治会)加入を義務付けます。
- (11) ケーブルTVに必ず加入して頂きます。
- (12) その他、入居開始にあたり、諸条件を付することがあります。

#### 4. 申込受付期間及び場所について

- (1) 受付期間：令和6年 9月 2日(月)～令和6年 9月 9日(月)  
午前9時～午後5時 (ただし、土日祝日は除きます。)
- (2) 受付場所：御杖村役場 むらづくり振興課

##### 【随時募集】

上記公募の結果、応募割れとなった場合は随時募集し、先着順に審査を行い入居者が決定次第締め切りとなります。

#### 5. 申込（入居者）資格について

次の①から⑤の全ての条件を満たしている方

①現在、住宅に困っている方	・持ち家がある方は原則、申込みできません。
②収入基準以内の方 ※入居者全員の収入が対象	・収入基準（基準月収額）が15万8千円以下の方 (※但し、裁量世帯は除く。)
③連帯保証人がいる方	・連帯保証人は村営住宅入居者以外の方で「独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入のある方」であることが必要です。
④住所地又は勤務地がある方	・村内に住所を有する方又は村内に勤務地を有する方。
④その他	・申込者（同居者）が暴力団員でないこと。 ・市町村税等の滞納が無いこと。

##### 裁量世帯とは・・・

裁量世帯とは、次の①～②のいずれかに該当する世帯をいいます。

裁量世帯に該当する方（申込者・同居予定者）は、基準月収額が15万8千円を超えていても、25万9千円以下であれば、申込みができます。

##### ① 申込者又は同居予定者に、次のア～ケに該当する方がいる場合

ア.身体障害者手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級～4級まで）

イ.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害の程度が1級または2級）

ウ.療育手帳の交付を受けている方（障害程度がイと同程度であること）

エ.戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第6項症、第1款症）

オ.生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者

カ.厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ.海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）

ク.ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）

ケ.同居者に中学校修学前の者がいる世帯

(入居後に対象となる子どもが中学校に修学した場合は、非該当となります。)

##### ② 申込者が60歳以上である場合

## 6. 申込方法について

- (1) 別紙「村営住宅入居申込書」に所要事項を記入し、必要な書類を添えて原則として本人が申込みに来て下さい。
- (2) 申込書類及び提出書類は、一切返却しません。

## 7. 申込に必要な書類について

申込みに際しては、次の書類が必要です。

① 村営住宅入居申込書	別紙様式による
② 住民票謄本	家族全員、続柄・マイナンバー記載のもの
③ 所得(収入)等に関する証明書	入居者全員(義務教育を終了した人)について、次の書類のいずれかが必要です。 <input type="checkbox"/> 課税(非課税)証明書 (令和5年中の所得がわかるもの) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
④ 未納がない証明書	<input type="checkbox"/> 納税証明書(入居者全員)
⑤ 申込者本人の印鑑証明書	「村営住宅入居申込書」に押印したもの
⑥ 現住所付近の見取図	別紙様式による
⑦ 連帯保証人の各種証明書等	連帯保証人となる方の次の証明書等が必要です。 <input type="checkbox"/> 住民票抄本(マイナンバー入り) <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書(村営住宅入居申込書に押印したもの)

以下に該当する場合のみ必要です。

※戸籍謄本	母子、父子、別居中の親族との同居を前提に申込み場合
※各種証明書等	申込者・同居予定者が以下に該当する場合 <input type="checkbox"/> 身体障害者等の場合・・・身体障害者手帳等の写し <input type="checkbox"/> 戦傷病者の場合・・・戦傷病者手帳の写し <input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者の場合・・・特別手当証書の写し <input type="checkbox"/> 海外引上者の場合・・・引上証明書

※勤務地を証明する書類	村内に勤務地を有する場合。
※その他の書類	必要に応じ上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

## 8. 入居者の選考方法について

- (1) 御杖村営住宅管理条例等の定めるところにより、書類審査または公開抽選の方法によって入居者の選考を行った上で、入居決定予定者には入居手続きの通知をします。
- (2) 上記決定予定者のほかに、必要と認める数の入居補欠者を定めます。  
入居補欠予定者については、入居決定予定者が入居を辞退した時に補欠番号の順位に従い、入居手続きの通知をします。

## 9. 入居手続きについて

- (1) 入居手続きは、入居決定のあった日から10日以内に行ってください。
- (2) 上記手続きの際、敷金の納付（家賃の3ヶ月分）が必要です。
- (3) 入居可能日は、追って通知します。
- (4) 家賃は自動支払（口座振替）となります。

## 10. お問い合わせ先

〒633-1302  
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地  
御杖村役場 むらづくり振興課  
TEL 0745-95-2001（内線 131）  
FAX 0745-95-6800